

(商標登録番号・第4234817号)



— 第43号 —
河野太郎事務所

ツイッター
@konotarogomame
電子メール
taro@konotaro.org
ホームページ
http://www.taro.org/
自民党神奈川県
第15選挙区支部
平塚事務所
〒254-0811 平塚市八重咲町7-26 鶴巻ビル
TEL 0463-20-2001
FAX 0463-21-7711
茅ヶ崎事務所
〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-2-3 ツユキビル2F
TEL 0467-86-2001
FAX 0467-86-2002
議員会館
〒100-8982 千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館1103号室
TEL 03-3508-7006

河野太郎の国会報告

計二兆七八九八億円です。

この総額から二三年度末までに引き当てた金額を差し引いた不足分は、

電力九社合計で、一兆一九〇三億円、それに日本原電の不足分四〇九億円を加えて、十社合計一兆二二二二億円にのぼります。

もし、原発を再稼働せず廃炉にすると、この廃炉費用の積立金不足の他に、各電力会社は、

バランスシート上の原発関連資産の損失計上も必要になります。つまり、廃炉

費用積立金不足額+ウラン燃料の簿価+原子力発電設備の残存簿価の合計額を一気に損失に計上しなければなりません。電力会社ごとのその額は

- 北海道 三七九〇億円
- 東北 四九七〇億円
- 東京 一兆一四九五億円

- 中部 三九七二億円
- 北陸 三一三五億円
- 関西 六三一八億円
- 中国 一五三三億円
- 四国 一七八四億円
- 九州 四四〇七億円

電力合計四兆一四〇九億円
日本原電 二五五九億円
十社合計四兆三九六三億円
原発を再稼働せず廃炉にすれば、北海道、東北、東京の各電力会社と日本原電はそのまま債務超過になります。残り各社も債務超過寸前になるでしょう。

この他に、電力会社は、六ヶ所村で再処理工場を持っている日本原燃に出資しており、そちらの経営問題も非常に深刻です。

エネルギー政策を転換すれば、電力会社が今のままで生き残ることはできません。発送電の分離を含め、抜本的な電力産業の改革と自由化が必要です。

*日本原電 原子力発電專業会社として設立され、一九六六年に日本初の商業用原発設立。

廃炉にお金が足りない！

毎年の積立金は、それぞれの原子炉が実際に稼働した時間に依りて積み立てられることになり、年間の設備稼働率は七六%を基準とすることになりました。つまり、年間稼働率が七六%より低い原発は、積立

せることが必要になります。福島第一原発の事故以前も、ほとんどの原発は稼働率七六%を下回っていました。たから、このまま四〇年で廃炉にすると、廃炉費用が足らなくなります。だから

金額が本来積み立てるべき金額よりも少なくなってしまう。その結果、よく問題が起きて、頻繁に運転を停止する原発ほど積立金額が少なくなり、四〇年経つても廃炉に必要な費用を積み立てることができません。

原電を四〇年で廃炉にすることを電力会社はむやみやまいやるのです。電力会社が引き当てるべき廃炉費用の総額は、原電を持っていく電力会社九社で合計二兆六二七五億円、それに日本原電(*)の一六二二億円を加えて、十社合

平成年に、運転を終了した原発は廃炉にする、ということが決まり、電力会社に対して、廃炉に必要な費用を四〇年かけて積み立てることを義務づけました。(それまでは使い終わった原発をどうするか決まってい

それぞれ原発が廃炉にいくらかは、使用している金属やコンクリートの量などに処分単価を掛けて算出されています。廃炉コストが一番安いのが関電の美浜一号(三四万kW)の三一八億円、一番高く見積もられているのが浜岡五号(一三八万kW)の八四四億円。

これが正しいかどうかの検証も別途、必要です。

「憲法改正論議」

憲法改正というと、すぐ憲法第九条が思い浮かぶかもしれませんが。しかし、第九条をめぐっては、改正するべきだという意見と改正するべきではないという意見が激しく対立しています。

じつは憲法第九条よりも先に改正のテールブルに載せるべき条文があるのです。それが第八十九条です。

日本国憲法第八十九条は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定しています。

私立学校というのは公の支配に属しているの

でしょうか。公の支配に属していないければ、公費で私学に助成をすることはできません。しかし、私立学校が公の支配に属していると例えば、私学の自主性はどうなってしまうのでしょうか。

一九七一年三月三日の参議院予算委員会での内閣法制局長官は、こう答弁しています。少し長く、非常にわかりにくい回答ですが、そのまま引用します。おつきあいください。

「憲法八九条の御指摘でございますが、憲法八九条の問題は、確かに率直に言つて実は弱る規定であります。憲法調査会でも、あまり政治的でない、まあ実務的な、あるいは国情に合った憲法の規定を考えるとという意味合いにおいて憲法改正論を考えます場合に、一番最初に出てくるのが八九

条であると言つてもいいぐらいに八九条は問題だと私も思います。

いまのお尋ねはその解釈問題に関連してでありますが、確かに日本のような国において慈善、博愛、教育の問題について、国費が公の支配に属して

いないものには出せない。逆に言えば、公の支配に属させることによつて国費が出せるというふうにも解される憲法の規定があるかどうかはわかりませんけれども、実際の日本の国情に合やすようなことをするにはやはりそういう解釈もやむを得ないのではないかというようなふうにかえまして、

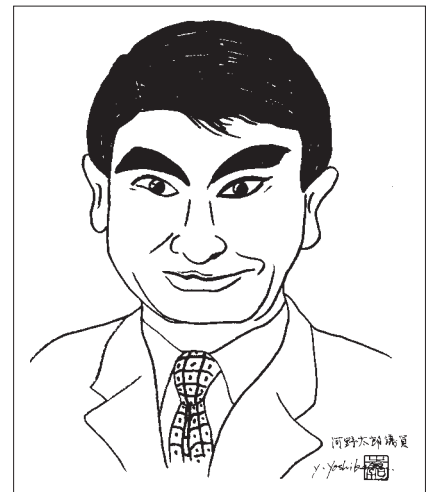
いまの私立学校法あるいは学校教育法その他の規定には、そういう補助と監督の相関関係を規定したものがございます。まあ、そういうことで始末

をしておるわけでありませうけれども、国会でもそういう法律を御制定になつていただいておりますか

ら、そういう解釈がいまや公定的には認めされてい

ると思ひますけれども、正直に憲法の規定に立ち返つてみますと、その辺はやや問題があるように思ひます。そういう意味で、ごく事務的に考えて、つまり政治的でなしに考えて、八九条のような規定はやはり問題点の一つであろうと、正直に言つて、そう思ひます。」

何を言つてゐるかわからないような答弁ですが、結論は、憲法八九条は問題だ、ということですよ。この八年後、一九七九年三月十三日の参議院予



▲平塚市明石町 吉川嘉郎様に似顔絵を描いて頂きました。

算委員会の法制局長官は、私立学校は公の支配に属すると答弁しました。

その理由として、国は、一、学校教育法の規定で問題を起した学校を閉鎖できる、二、私立学校の設立者である学校法人を解散できる、三、私学助成法で助成金をもらった学校を特別に監督できる、だから私立学校は公の支配に属する。だから、私立学校に対する助成金を出してもよいという解釈になつたのです。これで問題が解決したように思ひましたが、こ

の解釈が、実は、大きな問題を引き起こしました。学校法人が設立した学校は、この三つの条件にあてはまるのですが、株式会社に対しては、国が解散命令を出すことができないので、株式会社が設立する学校は、公の支配に属しないと文科省は言い出しました。

文科省は、憲法八九条を使って、(自分の言うことを聞く)学校法人には助成金を出すが、(独立色の強い)株式会社に助成金を出さないようにしているのです。

ちようど厚労省が、社会福祉法人の設立した保育園を優遇し、株式会社が設立した保育園を冷遇しているのと同じです。

役所にとって扱いにくい株式会社を差別するために憲法が使われていません。

だからこの憲法第八九

条を、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の『監督』に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と改正すべきなのです。

「支配」という言葉を「監督」に改めるだけです。仮に私立学校が公の「支配」に属していなくとも、きちんとして文科省の「監督」は受けているのですから、変な憲法解釈をすることもなく私学助成をすることができま。こういう憲法改正ならば、多くの方からの賛同を得られるのではないでしようか。

また、日本国憲法第七條も改正が必要です。

憲法第七條には、「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、

左の国事に関する行為を行ふ。...

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。」とあります。

衆議院は総選挙がありますが、参議院は半数改選ですから、総選挙にはなりません。ですからこの条文はおかしいのです。とりあえず、この「総選挙」という言葉には、参議院議員の半数改選の選挙も含むと解釈することにしています。しかし、国の最高規範の憲法ですから、読んだとおりの意味にするべきです。この第七條の条文だけで憲法改正す

る必要はないかもしませんが、他の条文の改正に併せて「国会議員の『選挙』の施行を公示すること。」に改める必要があります。

そろそろ私たちの日本国憲法も、必要などころはきちんとしていくべきではないでしようか。



▲宮古市田老の防潮堤の上で山本市長と

「ごまめの歯ぎしり」も第四十三号になりました。

国会が開会すると、朝八時の自民党本部での政策会議から一日が始まるため、なかなか駅頭等での配布ができません。タイムリーな情報をお届けするために、この「ごまめの歯ぎしり」の他に、インターネットでは、メルマガジン版「ごまめの歯ぎしり」を発行して、国会や政府の中での河野太郎の活動をもっと細かく報告していきます。ぜひ、こちらもご愛読いただきますようお願い申し上げます。メルマガジンのバックナンバーも、ホームページでご覧いただけます。

(<http://www.taroo.org>)

〈最新6号のタイトル〉

第42号 消費税！

第41号 原発政策の転換を

第40号 尖閣諸島事件

第39号 私は自民党をどう変える

第38号 公務員制度改革二案

第37号 自民党再生のために

総裁選日記

年金号 年金制度は抜本改革を

復興予算の流用を改める

東日本大震災からの復興のために、二〇一一年

一月に復興財源法が成立し、増税をお願いすることになりました。

所得税が税率二・一分七兆五千億円、住民税に千円ずつを上乗せ六千億円、法人税が二兆四千亿円、合計一〇兆五千億円です。

ところが、これだけの負担をいただいた復興予算が、被災地以外に多額に流用され、しかも予算の査定をする財務省までが率先して流用してしました。

財務省は、二〇一一年の三次補正の復興予算で一二億円を使って、姫路、荒川、藤沢、館山、武蔵野等、被災地外の一二の税務署の改修をやっている。

ます。

その一方で、仙台港のコンテナ検査センターの壊れた検査機器の更新については、二〇一三年の概算要求に一二億円がようやく計上されました。

財務省の二〇一三年度の概算要求の資料をみると、「大型X線検査装置の復旧等」という項目があります。ああ、これが仙台のコンテナ検査センターの機器だと思うと、要求金額が二四億八一〇〇万円。

なんとこの「大型X線検査装置の復旧等」の「等」のなかに、大阪福島税務署と姫路税務署の改修費三億二二〇〇万円と国税庁の国税総合管理システムの改修費八億四

千万円が潜り込んでいました。

増税による復興予算で、支出は被災地の復興に直接効果のある予算に限るべきです。

どこを改修するかという具体的な個所付けは、国会の予算審議のあと、政府が発表することになっていますが、この予算流用を見ると、そのやり方も考え直さなくてはなりません。

国会の予算審議も予算委員会だけで審議するのではなく、一つ一つの予算項目まで時間を掛けて審査できるよう、全ての常任委員会に小委員会を設け、各省の予算を審査する体制をつくるべきです。

コラム

『参議院議員は総理総裁になれるか』

自民党の党則には、自民党に所属する国会議員ならば総裁になれる、また、憲法には、国会議員から総理大臣が選ばれる、とあり、参議院議員が総理総裁になることはルール上は問題ありません。

しかし、衆議院を解散し、国民に信を問うときに「さあ、解散だ。私は参議院議員だから関係ないが、みんな頑張って選挙を勝ち抜いてくれ！」

小泉首相のように、「郵政民営化が必要かどうか国民に聞いてみたい」と言って解散しても、総理が自らその先頭に立てなくてもよいのでしょうか。

たしかにルールでは衆議院議員でも参議院議員でもかまわないということになってはいますが、現実的には解散総選挙で先頭に立って戦うことのできる衆議院議員が総理を務めるべきです。

議院内閣制の先輩のイギリスでも、二〇世紀に入ってから貴族院議員で首相に就任したのは一九六三年から一九六四年まで首相を務めたアレック・ダグラス・ヒュームだけです。ヒューム首相も、首相に就任してすぐに下院の補欠選挙に立候補し、下院に移っています。